



熊本県公報

号外 第 4 5 号

平成 29 年 12 月 21 日 (木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 3
- 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…………… (") 3
- 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則… (県政情報文書課) 5

告 示

- 個人情報の保護に努める出資法人等の廃止…………… (県政情報文書課) 5

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 0 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則 (昭和 3 2 年熊本県規則第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

技能労務職給料表

職員の 区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円		円
	1	136,500	63	230,500	125	311,700
	2	137,500	64	231,600	126	313,100
	3	138,500	65	233,100	127	314,500
	4	139,600	66	234,400	128	316,000
	5	140,400	67	235,700	129	317,200
	6	141,400	68	237,000	130	318,700
	7	142,400	69	238,000	131	320,100
	8	143,400	70	239,200	132	321,500
	9	144,500	71	240,500	133	323,100
	10	145,700	72	241,700	134	324,300
	11	146,900	73	242,800	135	325,600
	12	148,100	74	244,100	136	326,800
	13	149,200	75	245,200	137	327,900
	14	150,400	76	246,400	138	328,800
	15	151,600	77	249,100	139	329,900
	16	152,800	78	250,300	140	331,000
	17	154,000	79	251,400	141	332,100
	18	155,500	80	252,600	142	333,200
	19	157,000	81	253,500	143	334,200
	20	158,500	82	254,800	144	335,200
	21	159,900	83	255,900	145	336,200
	22	161,400	84	257,100	146	337,200
	23	162,900	85	258,200	147	338,200
	24	164,400	86	259,300	148	339,200
	25	165,900	87	260,500	149	340,100
	26	167,700	88	261,700	150	341,100
	27	169,500	89	262,700	151	342,100
	28	171,300	90	263,800	152	343,100
	29	173,100	91	264,800	153	344,000
	30	174,800	92	265,800	154	344,900
	31	176,500	93	266,900	155	345,800
	32	178,200	94	268,100	156	346,600
	33	186,100	95	269,200	157	347,400
	34	187,600	96	270,100	158	348,200
	35	189,000	97	271,100	159	349,000
	36	190,300	98	272,200	160	349,700
	37	191,700	99	273,300	161	350,400
	38	192,900	100	274,300	162	351,200
	39	194,200	101	275,200	163	352,000
	40	195,300	102	276,300	164	352,700
	41	196,500	103	277,400	165	353,400
	42	197,600	104	278,500	166	354,100
	43	198,700	105	279,400	167	354,800
	44	199,800	106	280,500	168	355,500
	45	200,900	107	281,500	169	356,100
	46	202,000	108	282,500	170	356,600
	47	203,000	109	283,300	171	357,100
	48	204,000	110	284,200	172	357,600
	49	207,400	111	285,100	173	358,000
	50	208,800	112	286,200	174	358,400
	51	210,200	113	286,800	175	358,900
	52	211,600	114	287,700	176	359,400
	53	213,000	115	288,600	177	359,900
	54	214,600	116	289,500	178	360,400
	55	216,200	117	290,200	179	360,900
	56	217,600	118	291,200	180	361,300
	57	218,900	119	292,200	181	361,800
	58	220,400	120	293,100	182	362,300
	59	221,900	121	293,800	183	362,800
	60	223,200	122	294,700	184	363,300
	61	227,700	123	295,600	185	363,800
	62	229,200	124	296,500		
再任用 職員						230,000

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の熊本県技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 1 号

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 37 年熊本県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(12) 死体処理作業手当

(13) 原子力災害関連作業手当

第 2 条第 2 項中「の適用を受ける」を「第 1 条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 2 号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（昭和 50 年熊本県規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

別記第 15 号様式を次のように改める。

別記第15号様式(第22条関係)

移 転 費 に 相 当 す る 退 職 手 当 支 給 申 請 書

① 申 請 者	氏 名					受給資格証番号								
	移転前の住所又は居所													
	移転後の住所又は居所													
② 就職先の事業所	所 在 地													
	名 称													
③ 就職決定年月日	年 月 日	※ 雇 用 期 間												
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所 在 地													
	名 称													
⑤ 特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所 在 地													
	名 称													
⑥ 受講指示年月日	年 月 日	⑦ 受講開始年月日		年 月 日	⑧ 受講終了予定年月日		年 月 日							
⑨ 移転開始予定年月日	年 月 日	⑩ 乗車(船)の場所(出発空港)			⑪ 下車(船)の場所(到着空港)									
⑫ 移転する者の氏名	⑬ 生年月日	⑭ 続柄	※ 鉄 道 賃		※ 船 賃		※ 航 空 賃		※ 車 賃		※ 移 転 料		※ 着 後 手 当	※ 計
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	
本 人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円		円
家 族														
※合 計										キロメートル	円	円	円	
												※ 就職先の事業主から支給される就職支度費の額		円
												※ 差 引 支 給 額		円
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第22条第1項の規定により、上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様														
												申請者氏名		印

- 備考 1 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
 2 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。
 3 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
 4 ⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
 5 ⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
 6 ※印欄には、記載しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている移転費に相当する退職手当支給申請書は、改正後の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の規定により提出された移転費に相当する退職手当支給申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 3 号

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成 1 3 年熊本県規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(条例第 2 条第 4 号の実施機関が定める記述等)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 4 号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 1 6 年法律第 1 6 7 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと

(5) 本人を少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

第 1 7 条及び第 1 8 条を次のように改める。

第 1 7 条及び第 1 8 条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の次に 1 条を加える改正規定は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年熊本県条例第 4 3 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 1 0 9 6 号の 2

平成 2 4 年 6 月 1 5 日熊本県告示第 8 1 2 号（個人情報の保護に努める出資法人等）は、廃止する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫